

令和8年度 家庭教育支援フォローアップ研修会 実施要項

1 趣 旨

家庭教育や子育て、人づくりに関する学習機会の提供や居場所づくり、相談対応等は、地域の様々な支援者によって行われている。こうした活動を発展、充実させ、多様化する悩みやニーズ等に対応するためには、各支援者が、お互いの活動内容や考え方、課題等を知り、様々な分野の視点を持ちながら連携して、社会総がかりで多面的・多角的に支援することが必要となる。

そこで、各支援者の資質向上と、異なる立場の支援者同士の連携を図ることを目的とした研修を実施する。

2 主 催 静岡県企画部、静岡県教育委員会

3 対象者 静岡県家庭教育支援員、静岡県人づくり推進員

子育て支援、家庭教育支援に携わる方〔家庭教育(子育て)アドバイザー・サポーター、市町行政職員、SC、SSW、民生委員・児童委員、保健師、生活困窮者自立支援事業支援員〔学習・生活支援事業に関わる者を含む)、生活保護ケースワーカー、ひとり親支援に関わる方(ひとり親サポートセンター相談員、家庭等生活向上事業に関わる支援員)〕等

4 日時・会場等

	日 時	会 場	所在地
第1回	10月30日(金) 10:00～16:00	静岡県総合教育センター	〒436-0294 掛川市富部 456
第2回	11月13日(金) 10:00～16:00	三島市民文化会館	〒411-0036 三島市一番町 20-5

5 募集人数 各会場 定員 45 名程度 (※他の会場と重複して受講希望可)

6 旅 費 旅費支給なし (※人づくり推進員は支給があります)

7 参加申込手続き

(1) 家庭教育支援員、市町行政担当者(家庭教育担当)の申込方法

- ア 申込手順 市町教育委員会は、別紙1「参加者一覧」を作成し提出する。
- イ 提出書類 別紙1「参加者一覧」
- ウ 提出方法 電子メールによる。

(2) 人づくり推進員、市町行政担当者(人づくり推進員担当)の申込方法

- ア 申込手順 参加希望がある場合は、希望者が別紙2「参加申込書」を作成し提

出する。

イ 提出書類 別紙2「参加申込書」

ウ 提出方法 FAX、郵送又は電子メールによる。

(3) (1)、(2) 以外の方（SC、SSW、民生・児童委員、保健師等）の申込方法

ア 申込手順 参加希望がある場合は、希望者が別紙3「参加申込書」を作成し提出する。

イ 提出書類 別紙3「参加申込書」

ウ 提出方法 FAX、郵送又は電子メールによる。

(4) 政令市家庭教育支援員の申込方法

ア 申込手順 参加希望がある場合は、希望者が別紙4「参加申込書」を作成し提出する。

イ 提出書類 別紙4「参加申込書」

ウ 提出方法 FAX、郵送又は電子メールによる。

8 提出期日 令和8年9月25日(金)

9 内容・時間

時	内 容	
10:00-10:20	—受 付(20)—	
10:20-10:30	開講 (10)	趣旨説明・諸連絡
10:30-12:00	講 義 (90)	第1回(西部)：「子どもの強みに注目して伸ばす関わりとは」 講師：ウェルビーイング心理教育認定講師 内野 千珠子氏 第2回(東部)：「多様な性のはなし～違いを前提とした子どもとの関わりについて～」 講師：浜松TG研究会代表 鈴木 げん氏
12:00-13:00	—昼食休憩(60)—	
13:00-14:10	説明・演習 (70)	つながるシートを活用した家庭教育講座の模擬体験 ～ファシリテーターと保護者（参加者）の立場から～
14:10-14:20	—休憩(10)—	
14:20-14:50	事例発表 質疑応答 (30)	第1回(西部)：森町事例発表 第2回(東部)：沼津市事例発表
14:50-15:50	情報交換 (60)	取組紹介（情報共有や課題共有など）
15:50-16:00	閉講 (10)	諸連絡・アンケート記入

10 提出・問い合わせ先

家庭教育支援員 市町行政担当者(家庭教育担当) SC、SSW、民生委員・児童委員、保健師、生活困窮者自立支援事業支援員、生活保護ケースワーカー、ひとり親支援に関わる方等	静岡県教育委員会 社会教育課 地域家庭班 【住所】〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 【TEL】054-221-3162 【FAX】054-221-3362 【電子メール】 katei@pref.shizuoka.lg.jp
人づくり推進員 市町行政担当者(人づくり推進員担当)	静岡県企画部 総合教育課 総合教育・大学班 【住所】〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 【TEL】054-221-3764 【FAX】054-221-2905 【電子メール】 sougouEDU@pref.shizuoka.lg.jp

11 その他

(1) 持ち物

名札（活動中に使用しているもの）、筆記用具、昼食(外食可)、飲料等

(2) 駐車場

- ・三島市民文化会館の会場駐車場は御利用できません。(近隣有料駐車場等を利用の場合、駐車代金は自己負担)
- ・総合教育センターの会場駐車場を利用する場合は、必ず、北駐車場を御利用ください。

(3) 参加人数の制限

会場により講義の内容が異なるので両会場とも受講できます。また、午前のみ、午後をみの受講も可能です。申込みが定員を超えた場合は、参加人数の調整をお願いする場合があります。

(4) 研修内容の伝達

参加された家庭教育支援員や行政担当者は、市町の家庭教育支援に関する運営委員会や研修等の場において、本研修の内容についての伝達講習を実施されることを推奨します。